

仕様書

1 件名

令和8年度住之江区広報用映像コンテンツ作成業務委託

2 事業目的

住之江区で暮らし、学び、働くすべての人が、自分の将来に夢と希望をもって、地域への愛着や誇りを持ちながら、充実した日常生活を営むことのできる「心から誇りに思えるまち、住之江区」の実現に向けて、区のPRや行政情報の紹介等について、伝わりやすさ、見やすさ等を向上させた効果的な動画での情報発信を行う。併せて、住之江区の魅力を来訪者に発信し、区内各所へ足を運んでもらうための取組として、区の魅力を発信する動画による広報を実施する。

3 履行期間

契約日～令和9年3月31日（水）

ただし、成果物によって納入期限が異なる

4 履行場所

発注者の指定する場所

5 業務内容

住之江区が提供する情報や素材を活用しながら、本仕様書に記載する事業目的や業務内容に合った企画を提案した上で、広報用動画の撮影・編集を行い、成果物を納入する。

(1) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容をもとに住之江区と協議を行い、住之江区の主なスポットや区の魅力発信に繋がるもの及び住之江区の行政情報等の紹介をテーマに企画・構成する。

(2) 動画作成

上記(1)企画・構成に基づき、動画作成を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 動画本体及び素材に関する肖像権や著作権について必要な手続き
- ③ 協力者、撮影地への交渉・許可
- ④ 関係機関及び事業者等との連絡・調整・その他必要な手続き
- ⑤ 使用料、出演料、交通費、謝礼等作成に必要な費用の負担

(3) 作成テーマ及び作成本数

動画の作成テーマ及び作成本数は次の①②③のとおりとする。

- ① 住之江区民が住之江区の良さを再認識し、地域への愛着を深めることを目的とした動画
本数：1本（3分程度のもの1本）
納入期限：令和8年8月14日
- ② 住之江区外の方が住之江区に興味を持ち、行ってみたいと感じることのできる動画
本数：1本（3分程度のもの1本）
納入期限：令和8年8月14日
- ③ 住之江区の行政情報等紹介動画
本数：10本（30秒・3分程度のもの各1本×5テーマ）
テーマ例：防災・防犯、子育て、手続き案内等
納入日：令和8年6・8・10・12・令和9年2月の各月10日（土日祝の場合は翌営業日）に2本（30秒・3分程度のもの各1本）ずつ納入すること。

※30秒程度の動画は、3分程度の動画を短く再編集しても差し支えない。

※それぞれの時間は目安とする。

※各動画の作成要件については、「6 作成要件」で定める。

※③住之江区の行政情報等紹介動画については、具体的な動画のテーマ設定も含めて企画提案内容とする。

※③住之江区の行政情報等紹介動画については、まとめての納入は不可とする。

(4) 放映場所

- ・住之江区が実施するイベント
- ・住之江区役所 YouTube チャンネル、X、LINE、今後開設予定の Instagram 等、ウェブ媒体
- ・住之江区役所内デジタルサイネージ
- ・住之江区の主要施設 他

6 作成要件

本業務における動画の作成要件は次のとおりとする。

(1) 著作権について

受注者は、本業務において作成する動画について第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、本業務において作成する動画が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(2) 生成 AI の使用について

本業務は区民・市民向けに広く発信することが目的であることから、本業務の成果物において、生成 AI の利用は禁止する。

ただし、受注者の業務支援目的のみでの利用についてはこの限りではない。

業務支援のみを目的として生成 AI を使用する場合及びその他詳細は別紙仕様書「生成 AI 利用に関する特記仕様書」及び「生成 AI の利用規定」を参照・遵守すること。

(3) 各テーマの動画について

① 住之江区民が住之江区の良さを再認識し、地域への愛着を深めることを目的とした動画

(ア) 住之江区の主なスポットの紹介や区の魅力発信に繋がる内容であること。

(イ) 様々な方が視聴することかつ放映場所が必ずしも音声が活用できる環境とは限らないことを想定し、視覚的に訴求することができる、ノンバーバルな映像が望ましい。ただし、内容に応じて柔軟にアレンジすることを可能とする。テロップや字幕、ナレーション等を施す場合の言語は、日本語を用いること。

(ウ) 企画する動画の内容については、より魅力的なものとなるよう提案を受け、受注者決定後に内容を決定することとする。

② 住之江区外の方が住之江区に興味を持ち、行ってみたいと感じることのできる動画

(ア) 住之江区の主なスポットの紹介や区の魅力発信に繋がる内容であること。

(イ) 様々な方が視聴することかつ放映場所が必ずしも音声が活用できる環境とは限らないことを想定し、視覚的に訴求することができる、ノンバーバルな映像が望ましい。ただし、内容に応じて柔軟にアレンジすることを可能とする。テロップや字幕、ナレーション等を施す場合の言語は、日本語を用いること。

(ウ) 企画する動画の内容については、より魅力的なものとなるよう提案を受け、受注者決定後に内容を決定することとする。

③ 住之江区の行政情報等紹介動画

(ア) 区民を対象に、住之江区の行政情報等を紹介する内容とすること。

(イ) 区民が求めている行政情報をテーマとすること。

(ウ) 様々な方が視聴することかつ放映場所が必ずしも音声が活用できる環境とは限らないことを想定し、視覚的に訴求することができる映像が望ましい。わかりやすく配慮し、必要に応じてテロップや字幕を挿入すること。テロップや字幕、ナレーション等を施す場合の言語は、日本語を用いること。

(エ) 若年層をターゲットに、YouTube や X、LINE、今後開設予定の Instagram での共有・拡散を意識して作成すること。

(オ) 企画する動画の内容については、以下の例を参考に、より魅力的なものとなるよう提案を受け、受注者決定後に内容を決定することとする。

(例)

○区役所での手続き紹介（転出入の手続き、マイナンバーカードの活用方法、来庁予約方法など）

○延長窓口・日曜開庁でできる手続きの紹介

○防災啓発

○防犯啓発

○子育て支援事業の紹介（健診の流れなどの解説、産後に活用できる各種制度案

内、区内の子育て関連施設紹介、母子手帳の解説や妊娠時に必要な手続き解説など) 等

7 作成工程

(1) 納入までの業務内容ごとの作業スケジュール及び工程表の作成

受注者は発注者に対して、業務工程表を提出するとともに、次の(2)～(7)の各作業内容について、定期的に報告、または打ち合わせを行い、資料の修正・追加等を行いながら内容に問題が無いか確認の上、納期までに動画を完成させる。

(2) 素材選定

住之江区と協議の上、動画で取り上げる素材を選定する。また、取り上げる内容について、住之江区は可能な限り、情報・写真等のデータを提供する。素材提供は電子メールに添付して行うほか、庁舎内等で直接受け渡しを行う場合もある。データは、ワード・エクセル・画像・イラスト等の加工可能なものに加え、写真(ネガを含む)、パンフレット・ポスター類や紙原稿を含む。

(3) 企画

最終的には動画全体の絵コンテを作成し、作成物のイメージを固める。

必要に応じて、絵コンテを複数案作成する場合もある。

(4) 撮影

撮影場所・内容については、住之江区と協議の上、住之江区内で実施する。

撮影場所は、住之江区役所、住之江区保健福祉センター分館、住之江区内の公園、企業、その他住之江区管内施設を対象とするほか、内容は来訪者に対するインタビュー等の取材も含む。

1日に複数箇所を撮影することを想定している。

より多く撮影できるよう、効率的な撮影スケジュールを検討すること。必要に応じて、撮影のための事前打ち合わせを実施すること。

(5) 安全確保、法令順守

撮影に当たっては、次の点に留意し、各種法令を遵守するとともに、周囲の安全確保に十分配慮すること。

- ・撮影場所の管理者と打ち合わせを行うこと。

- ・許認可が必要な場合は、所管の機関等に届け出を行うこと。

(6) 撮影中止の対応

雨天等の事情により撮影ができない場合は、撮影日を変更すること。

イベントの中止等により撮影ができなくなった場合は、代替案を準備すること。

(7) 編集

作成した映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入などの編集作業を行い、動画の完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

なお、編集にあたっては次の点に留意すること。

- ① 仮編集の段階で発注者による映像確認を受けること。確認により変更が生じた場合は、追加・修正を行うこと。仮編集版はYouTube上に限定公開することとし、速やかに発注者までURLを報告すること。そのほか疑問点等があれば発注者に確認のうえ、作業を実施すること。
- ② 撮影結果を踏まえて、絵コンテと異なる編集を指示する場合もある。
- ③ YouTubeやX、LINE、今後開設予定のInstagramなどSNSでの共有・拡散を想定し、編集すること。
- ④ 編集は、本市からの提供素材・撮影素材のみを使ったデザイン構成を指すのではなく、キャラクチコピ・イラスト・タイトル帯・文字デザイン等の考案や写真の加工など動画完成に必要な一切の作業を含む。
- ⑤ 編集の途中で、動画の一部または全部の追加・訂正・差替えを指示することがある。動画の修正は、完成まで繰り返し行う。

8 成果物(納入物)

(1) 広報用動画

① 配信用データ(i)・・・30秒動画(縦)×5本

YouTubeやX、LINE、今後開設予定のInstagram、LINEで放映予定

- ・作成テーマごとに個別にUSB及びDVDで納入すること

※コピーガードは設けないこと

- ・1,080dpi × 1,920dpi (フルハイビジョン)
 - ・アスペクト比は9:16、ビットレートは8~15Mbpsとする
 - ・YouTube等に投稿可能な形式であること
 - ・容量・・・内容によって変動するため、別途調整とする
- ② 配信用データ (ii) ・・・ 3分動画(横) × 7本
デジタルサイネージ(横)及びYouTubeで放映予定
- ・作成テーマごとに個別にUSB及びDVDで納入すること
※コピーガードは設けないこと
 - ・1,920dpi × 1,080dpi (フルハイビジョン)
 - ・アスペクト比は16:9、ビットレートは8~15Mbpsとする
 - ・YouTube等に投稿可能な形式であること
 - ・容量・・・内容によって変動するため、別途調整とする
- ※納入する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行うこと。
- ※アスペクト比及びビットレートは変更する場合がある。
- (2) 撮影データ
撮影した動画については、作成テーマごとに場面中の1場面を切り抜いた静止画(カット)の一覧を、普通紙(A4用紙)5枚程度にカラー印刷したものとデータに収めたDVD(1枚)を納入すること。
- ・動画のデータ形式は、YouTube等に投稿可能な形式とすること
 - ・DVDにコピーガードは設けないこと
 - ・アスペクト比は16:9、ビットレートは8~15Mbpsとすること
 - ・カラー印刷したカット割り一覧はファイリング用2穴付きのケースに格納すること
 - ・各々の媒体に、契約名称と動画内での使用箇所を特定できる記載をすること
- (3) テロップ・字幕テキストデータ
動画にテロップ・字幕を付した場合、テロップ・字幕のテキストデータを電子メールにより納入すること。

(参考) 納入物早見表

作成テーマ 納入物	30秒動画(縦)		3分動画(横)		撮影データ	テロップ・字幕 テキストデータ	納期・納入日
	USB	DVD	USB	DVD			
①住之江区民が住之江区の良さを再認識し、地域への愛着を深めることを目的とした動画	—	—	1	1	1	1	令和8年8月14日までに納入すること。
②住之江区外の方が住之江区に興味を持ち、行ってみたいと感じることのできる動画	—	—	1	1	1	1	
③住之江区の行政情報等紹介動画	5	5	5	5	5	5	令和8年6・8・10・12・令和9年2月の各月10日(土日祝の場合は翌営業日)に2本(30秒・3分程度のもの各1本)ずつ納入すること。

※表中の数字は納入数量である

9 経費負担区分

業務遂行にあたって必要となる経費については、すべて本業務委託の委託料に含めるものとし、別途請求は行わないこと。

10 報告

受注者は業務完了後、速やかに業務完了届を発注者へ提出すること。

11 支払い

本業務の履行完了後、本市による成果物の検査を経て委託料を支払うものとする。

12 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

13 留意事項

(1) 著作権の帰属

本契約により作成される成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に無償で譲渡するものとする。

成果物の著作権を本市へ無償で譲渡するにあたり、動画作成に使用した素材等の著作権者や著作権管理団体に対し、事前に使用に関する合意や許諾に至る必要があるものは、受注者の責任において必要な手続きを行うこと。また、手続き等に要する経費についてはすべて受注者の負担とする。

(2) 第三者の権利侵害

受注者は、納入する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。

14 その他

(1) 本業務における成果物については、発注者は追加費用なしで、無期限に使用できるものとする。

万が一、権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任及び負担において一切処理すること。

また、受注者は本業務で取得した資料、素材及び成果物を無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。

(2) 本仕様書を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。

(3) 受注者は、提供された資料及び業務により作成された資料は、業務終了後にその全てを本市へ返却、提出すること。なお、納入後に誤りが判明した場合は必要な措置を講じること。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。
- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課(コンプライアンス担当:06-6682-9625)に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。